



# 熊本県公報

第 1 1 8 9 8 号  
平成 22 年 4 月 13 日 (火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 熊本都市計画道路の変更 (熊本県決定)…………… (都市計画課) 1
- 指定障害福祉サービス事業者等に係る指定事項の変更等の届出…………… (障害者支援総室) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2

**公 告**

- 熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の結果…………… (情報企画課) 2
- 平成 22 年度熊本県献血推進計画…………… (薬務衛生課) 3
- 本渡都市計画道路事業の認可…………… (都市計画課) 4
- 大津都市計画道路事業の認可…………… ( ) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (農村計画・技術管理課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 県有財産の売却…………… (漁港漁場整備課) 5

**登 載 依 頼**

- 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 6

## 告 示

**熊本県告示第 4 5 8 号**  
 障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
 平成 2 2 年 4 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
しもだ介護サービス 玉名 玉名市小野尻 3 3 3 - 1	有限会社あっとホーム 熊本市河内町野出 2 4 1 番地 1 下田 正貴	平成 2 2 年 5 月 1 日	4310400256	居宅介護・ 重度訪問介護

**熊本県告示第 4 5 9 号**  
 都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
 平成 2 2 年 4 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3・3・9 号 池田町花園線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市花園一丁目、二丁目及び三丁目の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第460号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。  
平成22年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
「はなのいえ」 熊本市島崎2丁目2 6番46号	ウイリングス株式会社 東京都板橋区加賀 1-10-2 平岩 武昭	平成22年 3月31日	4320100060	共同生活援助・共同生活介護

熊本県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成22年4月13日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成22年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡益城町大字寺迫字日待 1201番1地先から 同所 1201番1地先まで	29.0	道路法 第24 条工事 (歩道 設置)
一般県道	小川八代線	八代市東陽町小浦字新開 64番地先から 同市東陽町小浦字貝ノ原 642番2地先まで	502.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年4月13日

公 告

熊本県公告第198号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。  
平成22年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成22年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班  
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日  
平成22年3月24日
- 落札者の名称及び所在地  
西日本電信電話株式会社 熊本支店  
熊本市桜町3番1号
- 落札金額  
117,999,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,619,000円）
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札  
7 入札公告日  
平成22年2月9日

熊本県公告第199号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定により平成22年度熊本県献血推進計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成22年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 目的

この計画は、平成15年7月30日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」及び「第5次熊本県保健医療計画」に基づき、本県における医療に必要な輸血用血液及び血漿分画製剤原料血漿を確保するため、平成22年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、特に、近年、医療機関からの需要が多く、安全性の高い400ミリリットル献血及び成分献血を県、市町村、熊本県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）及び関係機関等が連携して一層の推進を図ることを目的として策定する。

2 計画の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

3 平成22年度献血目標

- (1) 平成22年度に熊本県で必要な輸血用血液製剤見込み数・原料血漿確保目標量
  - ア 輸血用血液製剤製造見込み数：293,655単位\*（昨年度：285,350単位）
  - イ 原料血漿確保目標量：13,440L（昨年度：14,000L）
  - ※単位：200mL献血由来を1単位として換算
- (2) 平成22年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数

		血液の目標量（L）	献血者数（人）
200mL献血		200	1,000
400mL献血		23,480	58,700
成分献血	血漿成分献血	2,747	6,000
	血小板成分献血	5,080	12,700
総数		31,507	78,400

4 献血血液目標量を確保するために必要な措置

- (1) 献血推進のための普及啓発、広報活動等
  - 夏季、冬季及び春季における血液不足傾向を解消するため、各種団体等の協力を得てキャンペーン等を展開する。特に、400ミリリットル献血と成分献血の必要性についての理解を求めるとともに、若年層献血のより一層の推進を図る。
  - ア キャンペーンの実施
    - (ア) 愛の血液助け合い運動（7,8月）
    - (イ) 学生献血クリスマスキャンペーン（12月）
    - (ウ) はたちの献血キャンペーン（1,2月）
    - (エ) 春の献血キャンペーン（3,4月）
  - イ 移動献血ギャラリーの開催（県内6か所程度）
  - ウ パンフレット・啓発資材の作成配布
  - 各種キャンペーンでの啓発用資材やパンフレット等を作成し、活用する。
  - エ 広報活動
    - (ア) テレビ、ラジオ、ホームページ等での広報
    - (イ) 若者向け情報誌、市町村広報誌等での広報
- (2) 若年層等の献血者確保対策
  - ア 小・中学生：将来に亘って安定的に血液製剤を供給していく体制を構築していくため、年代にあった啓発資材を作成・配付するとともに、薬物乱用防止教室等の出前講座を活用し献血の重要性を話して、献血思想を意識付ける。
  - イ 高校生：高校生を対象として国が作成した教材を使用し、献血について正しい知識の普及啓発を行うとともに、献血の意義や仕組みを説明する「献血出前講座」や体験学習を実施する。
  - ウ 大学生：学生献血推進リーダーの研修会等において、同世代に対する献血の効果的な呼びかけ方法の提案や活動発表等を通して、互いに研鑽しながら同世代への啓発活動をさらに推進するとともに、学生相互の交流を深める。
- (3) 献血推進組織の育成
  - ア 市町村献血推進協議会との連携
  - イ 市町村担当者及び献血推進リーダーの研修会開催

- ウ 熊本県学生献血推進協議会の活動支援等
- (4) 献血受付時の次回協力者確保  
献血受付時に献血申込書の確認事項により、「血液センターからの協力依頼を行うこと」についての承諾を取り、季節的あるいは血液型別の血液不足時に協力を依頼する。
- (5) 採血の実施
  - 日赤プラザ献血ルーム（熊本県赤十字血液センター）  
（所在地）熊本市長嶺南二丁目1番1号 電話：096-384-2111（代表）  
（受付時間）
    - ・全血献血：午前8時30分から午前11時50分まで  
午後1時から午後4時50分まで
    - ・成分献血：午前8時30分から午前11時まで  
午後1時から午後4時まで
 （定休日）日曜日及び祝日（ただし、土曜日が祝日の場合は平常どおり）
  - 下通り献血ルーム  
（所在地）熊本市下通一丁目8番29号 電話：096-325-9218  
（受付時間）
    - ・全血献血：午前10時から午後0時50分まで  
午後2時から午後5時50分まで
    - ・成分献血：午前10時から正午まで  
午後2時から午後5時まで
 （定休日）金曜日（ただし、金曜日が祝日の場合は平常どおり）
  - 移動採血車（5台）  
年間計画により県内各地へ配車

5 血液不足等緊急事態における献血の確保  
輸血用血液製剤の在庫状況に応じた対応を定めた「血液不足等緊急事態における危機管理対応要項」に基づき、市町村、血液センター及び関係機関と連携を取りながら必要に応じて、注意報の発令や緊急献血等の各種対策を実施する。

6 災害時における献血の確保  
地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を緊急かつ安定して供給するために、熊本県災害対策本部、市町村、血液センター及び関係機関と連携を密にしながら必要な措置を講じる。

- (1) 日本赤十字社九州血液センター（久留米市）の一元管理による速やかな血液の供給
- (2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保と訓練
- (3) 放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血実施等による献血者確保（県とNHKで協定）

**熊本県公告第200号**

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。  
平成22年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成15年九州地方整備局告示第107号本渡都市計画道路事業3・5・5号太田町水の平線
- 3 事務所の所在地 熊本県天草市今釜新町3530番地
- 4 事業施行期間 平成15年8月5日から平成23年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

**熊本県公告第201号**

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。  
平成22年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成13年九州地方整備局告示第23号大津都市計画道路事業3・4・8号西鶴中井迫線及び大津都市計画道路事業3・4・1号室吹田線
- 3 事務所の所在地 熊本県菊池市隈府1272番地10
- 4 事業施行期間 平成13年3月12日から平成24年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 平成20年九州地方整備局告示第二十九号の事業地のうち大字大津字上鶴地内における事業地を変更する。

使用の部分 なし

**熊本県公告第202号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年4月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市万田字前田490番12、同490番14、同490番20、同490番22、同490番23、同490番24、同490番25、同490番26、同492番4、同492番5、同492番6、同492番7、同492番8、同492番9、同492番10、同492番11、同492番12、同493番1、同493番2、同493番3、同493番4、同493番5及び同493番6  
1,971.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
荒尾市大島103番地の2  
有限会社日新商会

**熊本県公告第203号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成22年4月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道 路	南小国西部（阿蘇市、南小国町）	平成3年12月27日	平成22年3月29日	熊本県

**熊本県公告第204号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年4月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市幾久富字建山1935番2、同1935番15、市道並びに里道及び水路  
2,663.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市豊岡2395番地3  
西川 晴行

**熊本県公告第205号**

県有財産を次のとおり売却する。  
平成22年4月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示  
所 在 熊本市河内町河内字迫1180番4  
地 目 雑種地  
地 積 230.44平方メートル（実測）  
最低売却価格 3,780,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県農林水産部漁港漁場整備課 096-333-2463
- 4 入札期日及び場所

- 平成22年5月7日（金）午前11時  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館9階 901会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書  
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 提出期限 平成22年4月26日（月）午後5時  
(郵送の場合は提出期限までに必着)
- (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県農林水産部漁港漁場整備課
- 7 入札保証金  
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限  
平成22年5月21日（金）午後5時
- 9 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問い合わせ先  
熊本県農林水産部漁港漁場整備課（電話096-333-2463）

**登載依頼****熊本県公営企業管理規程第9号**

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成22年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局会計規程（昭和39年電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。  
第91条第1項中「2人」を「原則として3人」に改め、「ただし、」の次に「当該契約を履行できる相手方が2人しかないときはその2人から見積書を徴することとし、」を加える。

附 則

この規程は、平成22年4月13日から施行する。